

保医発第0912003号
平成15年9月12日

日本病院会長 殿

厚生労働省保険局医療課長



使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正に伴う留意事項について

標記について、本日付けで別添のとおり各地方社会保険事務局長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県老人医療主管部（局）老人医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。



保医発第0912001号
平成15年9月12日

地方社会保険事務局長 殿
都道府県民生主管部 (局)
国民健康保険主管課 (部) 長 殿
都道府県老人医療主管部 (局)
老人医療主管課 (部) 長 殿

厚生労働省保険局医療課長

使用薬剤の薬価 (薬価基準) の一部改正に伴う留意事項について

標記については、「使用薬剤の薬価 (薬価基準)」(平成14年厚生労働省告示第87号。以下「薬価基準」という。)の一部が平成15年9月12日付厚生労働省告示第306号をもって改正され、公布の日から適用されたところであるが、その概要及び留意事項は下記のとおりであるので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 平成15年7月17日までに薬事法 (昭和35年法律第145号) の規定に基づき製造 (輸入) 承認・許可され、薬価基準への収載希望があった医薬品 (内用薬9品目) について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) 1により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	6, 511	3, 592	2, 022	44	12, 169

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) マクサルト錠 10mg、同R P D錠 10mg

本製剤の使用上の注意に、片頭痛の確定診断が行われた場合にのみ投与することとされているので、使用にあたっては十分留意すること。

(2) ユーゼル錠 25mg、ロイコボリン錠 25mg

① 本製剤の使用上の注意において、ホリナート・テガフル・ウラシル療法は、テガフル・ウラシル配合剤の細胞毒性を増強する療法であり、本療法に関連したと考えられる死亡例が認められているので、緊急時に十分に措置できる医療施設及び癌化学療法に十分な経験を有する医師のもとで、適応患者の選択を慎重に行い実施することとされているので、使用にあたっては十分留意すること。

② 本製剤は、結腸・直腸癌の患者に対し、ホリナート・テガフル・ウラシル療法を行う場合に限り使用されるものであること。

(3) アラバ錠 10mg、同 20mg、同 100mg

本製剤の使用上の注意において、「本剤の投与において、重篤な副作用（汎血球減少症、肝不全、急性肝壊死、感染症等）により、致死的な経過をたどることがあるので、緊急時に十分に措置できる医療施設及び本剤についての十分な知識とリウマチ治療の経験をもつ医師が使用すること」と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること。

(参考)

新医薬品一覧表

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価
1	内用薬 マクサルト錠10mg	安息香酸リザトリプタン	10mg1錠	1089.30
2	マクサルトRPD錠10mg		10mg1錠	1089.30
3	内用薬 リバロ錠1mg	ピタバスタチンカルシウム	1mg1錠	90.90
4	リバロ錠2mg		2mg1錠	175.20
5	内用薬 ユーゼル錠25mg	ホリナートカルシウム	25mg1錠	2503.30
6	ロイコボリン錠25mg		25mg1錠	2503.30
7	内用薬 アラバ錠10mg	レフルノミド	10mg1錠	199.00
8	アラバ錠20mg		20mg1錠	337.10
9	アラバ錠100mg		100mg1錠	1146.70